

肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）		（略）
血小板減少性紫斑病	（略）	（略）
注射部位壊死又は注射部位潰瘍	（略）	二十八日
蜂巣炎（これに類する症状であつて、上腕から前腕に及ぶものを含む。）	（略）	（略）

肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）		（略）
血小板減少性紫斑病	（略）	（略）
蜂巣炎（これに類する症状であつて、上腕から前腕に及ぶものを含む。）	（略）	二十八日

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第五十五号

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第五十二条の二第四項の規定に基づき、農地法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年九月二十五日

農林水産大臣 齋藤 健

農地法施行規則の一部を改正する省令

農地法施行規則（昭和二十七年農林省令第七十九号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（農地台帳に記録された事項の提供）</p> <p>第百三条（略）</p> <p>2 農業委員会は、土地改良区に対し、その求めに応じ、農地台帳に記録された事項のうち、法第五十二条の二第一項第一号、第二号及び第三号に掲げる事項並びに第一百一条第一号、第二号及び第七号に掲げる事項に該当するものを提供するものとする。</p>	<p>（農地台帳に記録された事項の提供）</p> <p>第百三条（略）（新設）</p> <p>2 農業委員会は、前項の規定により農地台帳に記録された事項を提供する場合には、当該事項の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該事項の適切な管理のために必要な条件を付すものとする。</p>

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第五十六号

土地改良法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十九年政令第二百四十一号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、農業振興地域の整備に関する法律施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年九月二十五日

農林水産大臣 齋藤 健

農業振興地域の整備に関する法律施行規則等の一部を改正する省令
（農業振興地域の整備に関する法律施行規則の一部改正）

第一条 農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和四十四年農林省令第四十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改 正 後	改 正 前
<p>（令第八条第一項第三号イの農林水産省令で定める事業）</p> <p>第四条の四 令第八条第一項第三号イの農林水産省令で定める事業は、次に掲げる要件を満たしているものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>（公益性が特に高いと認められる事業に係る施設）</p> <p>第四条の五 令第八条第一項第四号の農林水産省令で定める施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>一〜二十六（略）</p>	<p>（令第八条第三号の農林水産省令で定める事業）</p> <p>第四条の四 令第八条第三号の農林水産省令で定める事業は、次に掲げる要件を満たしているものとする。</p> <p>一・二（略）</p> <p>（公益性が特に高いと認められる事業に係る施設）</p> <p>第四条の五 令第八条第四号の農林水産省令で定める施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>一〜二十六（略）</p>

ホ 当該計画に従つて農用地等以外の用途に供される土地が、法第十条第三項第二号に掲げる土地のうち第四条の三第一号から二までのいずれかに該当する事業の施行に係る区域内にある土地を含む場合にあつては、当該事業の工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して八年を経過したものであること。

ヘ 当該計画に従つて農用地等以外の用途に供される土地が、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により行う土地改良事業（同法第二条第二項に規定する土地改良事業をいう。次号又において同じ。）の施行に係る区域内にある土地を含む場合にあつては、その土地についての農地中間管理権（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一号）第二条第五項に規定する農地中間管理権をいう。同号又において同じ。）の存続期間が満了しているものであること。

ニ七七 地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画（次に掲げる要件の全てを満たすものに限る。）においてその種類、位置及び規模が定められている施設（当該農業振興地域の特性に応じた農業の振興を図るために必要なものに限る。）

イ 当該計画に従つて農用地等以外の用途に供される土地が、土地改良法第八十七条の三第一項の規定により行う土地改良事業の施行に係る区域内にある土地を含む場合にあつては、その土地についての農地中間管理権の存続期間が満了しているものであること。

二十八（略）
ル（略）
ワ（略）

ホ 当該計画に従つて農用地等以外の用途に供される土地が、法第十条第三項第二号に掲げる土地のうち第四条の三第一号から二までのいずれかに該当する事業の施行に係る区域内にある土地を含む場合にあつては、当該事業の工事が完了した年度の翌年度の初日から起算して八年を経過したものであること。

ヘ 当該計画に従つて農用地等以外の用途に供される土地が、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により行う土地改良事業（同法第二条第二項に規定する土地改良事業をいう。次号又において同じ。）の施行に係る区域内にある土地を含む場合にあつては、その土地についての農地中間管理権（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一号）第二条第五項に規定する農地中間管理権をいう。同号又において同じ。）の存続期間が満了しているものであること。

ニ七七 地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画（次に掲げる要件の全てを満たすものに限る。）においてその種類、位置及び規模が定められている施設（当該農業振興地域の特性に応じた農業の振興を図るために必要なものに限る。）

イ 当該計画に従つて農用地等以外の用途に供される土地が、土地改良法第八十七条の三第一項の規定により行う土地改良事業の施行に係る区域内にある土地を含む場合にあつては、その土地についての農地中間管理権の存続期間が満了しているものであること。

二十八（略）
ル（略）
ワ（略）

（交換分合計画の決定手続）

第六条 法第十三条の二第一項の規定により交換分合を行おうとする場合において、同条第三項の認可を受けようとするときは、

法第十三条の五において準用する土地改良法第九十九条第三項に掲げる書面のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 五（略）

二 三（略）

（法第十五条の二第一項第六号の農林水産省令で定める行為）

第三十七条 法第十五条の二第一項第六号の農林水産省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一 農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十一条の十四に規定する農地利用集積円滑化団体（同法第四十条第三項第一号に規定する農地売買等事業を行う者に限る。）又は農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第四項に規定する農地中間管理機構が農用地区域内にある土地を農用地利用計画において指定した用途に供するために行う事業の実施に係る行為

二 三十（略）

（交換分合計画の決定手続）

第六条 法第十三条の二第一項の規定により交換分合を行おうとする場合において、同条第三項の認可を受けようとするときは、

法第十三条の五において準用する土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十九条第三項に掲げる書面のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 五（略）

二 三（略）

（法第十五条の二第一項第六号の農林水産省令で定める行為）

第三十七条 法第十五条の二第一項第六号の農林水産省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一 農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十一条の十四に規定する農地利用集積円滑化団体（同法第四十条第三項第一号に規定する農地売買等事業を行う者に限る。）又は農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一号）第二条第四項に規定する農地中間管理機構が農用地区域内にある土地を農用地利用計画において指定した用途に供するために行う事業の実施に係る行為

二 三十（略）

（優良田園住宅の建設の促進に関する法律第四条第五項に規定する農林水産大臣に対する協議に関する省令の一部改正）

第二条 優良田園住宅の建設の促進に関する法律第四条第五項に規定する農林水産大臣に対する協議に関する省令（平成十年農林水産省令第五十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>(農林水産大臣に対する協議を要する事由)</p> <p>第一条 優良田園住宅の建設の促進に関する法律(以下「法」という。)第四条第五項の農林水産省令で定める事由は、優良田園住宅建設計画の土地の区域に、農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第八条第二項第一号に規定する農用地区域をいう。)内の土地であつて、次のいずれかに該当するものが含まれていることとする。</p> <p>(削る)</p> <p>一 国の施行又は国の補助に係る事業(現に行われているもの又は当該事業の完了の日の属する年度の翌年度の初日から起算して八年を経過していないものに限る。)であつて次に掲げるもの(主として農用地の災害を防止することを目的とするものを除く。)の受益地の区域内の土地</p> <p>イ 一 (略)</p> <p>二 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定により行う土地改良事業(同法第二条第二項に規定する土地改良事業をいう。)の施行に係る区域内にある土地であつてその土地についての農地中間管理権(農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第一号)第二条第五項に規定する農地中間管理権をいう。)の存続期間が満了していないもの</p>	<p>(農林水産大臣に対する協議を要する事由)</p> <p>第一条 良田園住宅の建設の促進に関する法律(以下「法」という。)第四条第五項の農林水産省令で定める事由は、優良田園住宅建設計画の土地の区域に、次に掲げる要件を満たす土地が含まれていることとする。</p> <p>一 農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第八条第二項第一号の農用地区域をいう。)内の土地であること。</p> <p>二 国の施行又は国の補助に係る事業(現に行われているもの又は当該事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して八年を経過していないものに限る。)であつて次に掲げるもの(主として農用地の災害を防止することを目的とするものを除く。)の受益地の区域内の土地であること。</p> <p>イ 一 (略)</p> <p>(新設)</p>

第三条 (農林水産省関係地域再生法施行規則の一部改正)
 農林水産省関係地域再生法施行規則(平成二十六年農林水産省令第七十号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(整備誘導施設の用に供する土地が農用地区域内の土地である場合の要件)</p> <p>第二条 地域再生法(以下「法」という。)第十七条の七第五項第五号の農林水産省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。</p> <p>一 一五 (略)</p> <p>六 整備誘導施設の用に供する土地が、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定により行う土地改良事業(同法第二条第二項に規定する土地改良事業をいう。第五条第六号において同じ。)の施行に係る区域内にある土地を含む場合にあつては、その土地についての農地中間管理権(農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第一号)第二条第五項に規定する農地中間管理権をいう。同号において同じ。)の存続期間が満了しているものであること。</p> <p>七 (略)</p> <p>(地域農林水産業振興施設の用に供する土地が農用地区域内の土地である場合の要件)</p> <p>第五条 法第十七条の二十六第四項第五号の農林水産省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。</p> <p>一 一五 (略)</p> <p>六 地域農林水産業振興施設の用に供する土地が、土地改良法第八十七条の三第一項の規定により行う土地改良事業の施行に係る区域内にある土地を含む場合にあつては、その土地についての農地中間管理権の存続期間が満了しているものであること。</p> <p>七 (略)</p>	<p>(整備誘導施設の用に供する土地が農用地区域内の土地である場合の要件)</p> <p>第二条 地域再生法(以下「法」という。)第十七条の七第五項第五号の農林水産省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。</p> <p>一 一五 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>六 (略)</p> <p>(地域農林水産業振興施設の用に供する土地が農用地区域内の土地である場合の要件)</p> <p>第五条 法第十七条の二十六第四項第五号の農林水産省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。</p> <p>一 一五 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>六 (略)</p>

附則
 この省令は、土地改良法等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十九年九月二十五日)から施行する。